

2009年11月17日

社団法人 全国信用組合中央協会
会長 中津川 正裕 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 松木 静雄

要 請 書

貴職のご活躍に敬意を表しますとともに、日頃のご協力に感謝申し上げます。

金融労連は、9月12日～13日の2日間、第4回定期全国大会を開催し、2010年度の運動方針を決定しました。

私たちは、この方針にもとづいて、運動をすすめるにあたって、労働者の生活と権利を守り、信用組合が協同組織にふさわしい地域金融機関として社会的使命を果たし、健全で民主的に発展することをのぞむ立場から、貴協会が次の事項の実現に向けて努力されるよう要請いたします。

記

1. 年末は過当競争が激化し、繁忙期を理由とした不払い残業が増え、休日出勤も懸念されます。年末・年始労働強化に反対する立場から、12月30日（水）は原則として定時退社とし、12月31日（木）～1月3日（日）は完全休業とするよう会員組合に注意喚起すること。また12月30日の休日化実現のため、関係当局に働きかけること。
2. 自殺・過労死・ノイローゼなど、職場の労働者は心身ともに極限状態にまで追い込まれていきます。長時間過密労働やパワーハラスメント等原因の究明も含め、労働者の心身両面にわたる健康保持に向けた具体的措置を講じるよう指導すること。
3. 労働組合の年末臨給要求に対して誠実に応えるよう指導すること。
4. 地域社会に信頼される協同組織金融機関として、名実ともに「地域密着型」の経営姿勢を確立するよう指導されること。また、投資信託をはじめ金融リスク商品のノルマ推進など、金融商品取引法の趣旨に反する営業体制を改善するよう指導すること。
5. 政府の中小企業金融円滑化対策を実効あるものとするよう会員組合を指導すること。
6. 協同組織金融機関の社会的役割を無視した信用金庫・信用組合の「制度見直し」に、地域金融、中小企業金融を担う立場から、業界中央機関として反対すること。
7. 賃金不払い残業などの法違反を職場から根絶するために、「労働時間管理の徹底」「管理監督者の範囲の見直し」など具体的対策を講じるよう指導すること。
8. 合併・事業譲渡に際しては、労働条件について労使対等による決定の原則に立ち、誠実に団体交渉を行い、労働条件の一方的不利益変更を行なわないよう指導すること。また、労働組合への支配介入を行わないよう指導すること。
9. パーティ券等の引き受けも含め、政治献金を一切行なわないこと。

以 上